

令和7年4月1日

保護者の皆様 地域の皆様

八王子市立陶鎔小学校

校長 中野 智彦

令和7(2025)年度 八王子市立陶鎔小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。また、「いじめを許さないまち八王子条例（平成30年）」及び「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（令和4年2月改定）」を踏まえ、本校教職員は児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに迅速・的確・組織的に対応するとともに、日常の教育活動を通じ教員と児童、児童同士の好ましい人間関係の醸成に努める。

2 主な取り組み

◎いじめを許さない学校づくり

（1）道徳教育等の充実

- ①道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中であらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ②コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ④家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

（2）未然防止や早期発見のための措置

- ①児童の指導に喜びを見出せる教師集団…具体的には、○児童とともにいる教師、○児童とともに感動できる教師、○児童をより深く理解しようとする教師…を目指す。
- ②上記①を目指していくことは、担任・当該学年教員をはじめとする全教職員が「児童の表情・しぐさ・言動から、いつもとは違うちょっとした変化や違和感」を「いじめの兆候かもしれない」と見抜くこと（疑うこと）のできる感性をもつことにつながる。また、その察知したことを必要に応じて、学年教員や生活指導主任に報告するなど情報の共有を図り、常に組織で対応できる状況をつくっていく。
- ③「いじめ対応の時間」を定期的（毎週火曜日の6校時等）に確保する。併せて当該の時間内において「学校いじめ対策委員会」も確実に開催するとともに必要に応じて臨機に開催する。

それらの時間や場において、児童や事案についての情報を共有するとともに、必要な対応を迅速・的確・組織的に行う。対応の主な例として、いじめと疑われる事案の把握と情報共有、いじめの有無の判断、当該事案への対応や指導の細やかな確認および確実な記録、解決に向けての方策の協議等が挙げられる。また、月1回開催される学運協にも必要な報告を行う。

〔学校いじめ対策委員会の構成〕

校長・副校長・生活指導主任（学校いじめ対策委員会コーディネーターを兼務）・学年主任・専科教員・養護教諭・スクールカウンセラー、及び必要に応じてSSW

- ④「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施する。その結果を全教職員で共有し、未然防止・早期対応に資するようにする。
- ⑤スクールカウンセラーや養護教諭等による相談活動を充実させる。
- ⑥いじめに関する校内での研修を年に3回実施する。そのうち1回は重大事態の内容を扱う。裏面へ

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① SNS 東京ルール・「TOYO ACTION 5+1」に基づいた児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、保護者会や学校便り・学年通信等を通じて家庭の協力を依頼する。
 - ② 上記①についての指導・協力依頼においては、学校運営協議会においても適宜議論し、児童・保護者への啓発の一助を担っていただく。
 - ③ 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。また必要に応じて、警察への報告・相談を行い、対応への助言・協力を仰ぐ。
- (4) 学年内及び学年間の情報交換を密に行い連携を図るため、「報告・連絡・相談」を徹底する。
- ① 職員朝会または職員夕会を毎日開くとともに、毎週火曜日に「学校いじめ対策委員会」を開催し、児童の状況や児童への指導について情報を共有し、迅速・的確・組織的に対応する。
 - ② 指導の内容、状況、事後処理、見通しを明らかにし報告する。
 - ③ 教員・学年ごとに指導が異なることがないように指導の共通性、一貫性をもたせる。
 - ④ 必要に応じて臨時の企画委員会・職員会議・生活指導部会を開き協力の要請や連携を図る。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) 教員は、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめと疑われる行為を学校いじめ対策委員会に確実に報告する。学校いじめ対策委員会は、いじめか否かの認定、当面の対応方針の確認等を行うとともに、被害児童の安全対策や加害児童への指導についても当該児童担任に助言する。
- (2) 学校いじめ対策委員会は、被害児童又はその保護者に対する支援を当該児童担任とともに行う。
- (3) 学校いじめ対策委員会は、加害児童に対する指導及びその保護者に対する助言を当該児童担任とともに行う。
- (4) 学校いじめ対策委員会は、当該事案への対応の細やかな確認及び確実な記録を行うとともに、解決に向けての方策の協議等を行う。
- (5) 学校いじめ対策委員会は、当該事案解消判断の適否を協議し、併せて保護者との合意形成を図る。
- (6) 学校は、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、速やかに教育委員会および警察等と連携して対処する。

4 重大事態への対処

- (1) 被害児童の安全対策を早急に確立するとともに、加害児童への指導についても並行して実施する。
- (2) 重大事態発生については、生命・心身・財産重大事態の場合には判断した当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は判断後7日以内に八王子市教育委員会に「重大事態発生報告書」により報告する。
- (3) 重大事態に至る事実関係を可能な限り網羅的に明確にするための「いじめ重大事態調査委員会」を八王子市教育委員会の判断・指示を仰ぎながら設置する。
- (4) 「いじめ重大事態調査委員会」において実施した調査結果は、「重大事態調査結果報告書」として八王子市教育委員会を通じて八王子市長に提出する。それに先立って、被害児童の保護者に対し同報告書の写しを手渡し同報告の内容を確認していただく。

5 加害児童への対応

加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所・子ども家庭支援センター等との連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。

6 その他

- (1) 入学時・各年度の開始時において児童、保護者、地域、関係機関等への基本方針の内容を説明する。
- (2) いじめの防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。以上